人3第1754号
7.3.31
一部改正 人厚第1772号
10.3.26
一部改正 防人計第354号
19.1.9
一部改正 人制第4001号
20.3.31
一部改正 防人給第6482号
27.4.10
一部改正 防人給第5380号
30.3.30
一部改正 防人給第6412号
31.3.29

人 事 局 長

落下傘隊員及び課程の指定について(通知)

標記について、下記のとおり定められ、平成7年4月1日から実施することとされたので通知する。

なお、落下さん隊員及び課程の指定について(人3第2861号。54.6.2 2)は、平成7年4月1日に廃止するので併せて通知する。

記

- 1 落下傘隊員の範囲及び落下傘降下作業手当の額に関する訓令(昭和33年防衛 庁訓令第27号。以下「訓令」という。)第1条第1項の防衛大臣が指定する者 は、次に掲げるものとする。ただし、心身の故障、適性の不足その他の理由によ り落下傘隊員として勤務しがたい者として陸上幕僚長又はその委任を受けた者が 指定する者を除くものとする。
 - (1) 空挺団に所属する陸上自衛官
 - (2) 需品教導隊落下傘整備小隊に所属する陸上自衛官
 - (3) 空挺教育隊に所属する陸上自衛官
- 2 訓令第1条第2項の防衛大臣の指定する課程は、救難降下訓練生の取扱い等に 関する達(昭和54年航空自衛隊達第17号)に定める救難降下訓練生が履修す るものとされている救難員課程とする。
- 3 訓令第2条第1項の空挺訓練生等に係る防衛大臣の指定する課程は、救難降下 訓練生の取扱い等に関する達に定める救難降下訓練生が履修するものとされてい る基本降下課程及び救難員課程とし、同項の救難員に係る防衛大臣の指定する課

程は、航空自衛隊の基本教育に関する達(昭和41年航空自衛隊達第18号)に 定める救難員課程とする。

- 4 訓令第2条第3項の防衛大臣の指定する課程は、陸上自衛隊の教育訓練実施に関する達(昭和40年陸上自衛隊達第110-1号)に定める次に掲げるものとする。
 - (1) 陸士特技課程「自由降下」
 - (2) 初級陸曹特技課程「自由降下」
 - (3) 幹部特技課程「自由降下」